



昨年(2004)の新春牛窓町家族ジョギング大会のスタートの様子

2005 新春牛窓町家族ジョギング大会

瀬戸内海のさわやかな潮風を肌を感じながら、気持ちの良い汗を流しませんか。

▽日時 平成17年1月16日(日)
午前8時30分～受け付け
午前9時～開会式

※雨天の場合は、牛窓体育館でなわとび大会をします。

▽場所 牛窓中学校グラウンド
主会場(雨天の場合、牛窓体育館)

▽競技種目
・ふれあいリレー
4人1組で、全走行距離

4キロをリレー
・ジョギング
1キロ、2キロ、4キロ

▽参加費 1人200円
(ふれあいリレーは1チーム800円)

▽申込期限 平成17年1月6日(木)

▽その他 雨天の場合には、なわとびを持参してください。

■問い合わせ・申込先
牛窓町体育協会事務局
(市牛窓町教育委員会内)
☎ 3415663

みんなであらう!

重度心身障害の人は医療費給付申請を

重度心身障害者医療費給付制度は、重度心身障害の人が医療を受けやすくするために医療費を公費負担する制度です。

市での対象者は、別表のとおりです。この制度を利用するためには、受給資格の認定が必要です。新たに対象となる人は、申請の手続きをしてください。

なお、旧町で交付(更新)した重度心身障害者医療費受給資格証を所持する人は、有効期間まではそのまま使用できます。ただし、住所、保険証の変更、障害程度の変更がある場合は、必ず届け出をしてください。

- 申請手続きに必要なもの
- ・身体障害者手帳か療育手帳(知的障害であることを示す書類)
 - ・保険証
 - ・印鑑

《対象者の一覧表》

旧長船町	旧邑久町	旧牛窓町	合併前の対象者	合併後の対象者
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・重度知的障害者(療育手帳A) ・合併障害者 ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 ・合併障害者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・重度知的障害者(療育手帳A) ・合併障害者 ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・中度知的障害者(療育手帳Bの中度) ・合併障害者 ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・重度知的障害者(療育手帳A) ・合併障害者 ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1・2級所持者 ・重度知的障害者(療育手帳A) ・合併障害者 ・身体障害者手帳3級所持者 ・療育手帳B所持者

※合併障害者とは、身体障害者手帳3級を所持し、かつ、中度知的障害に該当する人です。
※被用者保険本人は所得制限があります。

自己記録更新や健康増進を目的し、さわやかな汗を流しませんか。

▽日時 平成17年1月16日(日)
少雨決行
午前8時30分～受け付け
午前9時～開会式

※雨天順延の場合は1月23日(日)

▽場所 邑久スポーツ公園野球場

▽参加費

おくちよう新春マラソン大会

一般競走(団体対抗)レース・タイム宣言レースが1人1種目500円。小学生・中学生競走レース・ファミリーコース1人300円。

▽申込期限 平成16年12月19日(日)

■問い合わせ・申込先
邑久町体育協会事務局
(市邑久スポーツ公園内)
☎ 2212211

- 申請窓口・問い合わせ先
市民課医療費給付係
☎ 2213958
☎ 3413432
- 市民課医療費給付係
☎ 2213958
- 牛窓支所 市民生活課市民係
☎ 3413432
- 長船支所 市民生活課市民係
☎ 2612016
- 裳掛出張所
☎ 2510004

〈競技種目〉

ファミリー	タイム宣言	競走レース				区分
ファミリーコース	タイム宣言レース	小学生高学年女子	小学生高学年男子	小学生中学年女子	小学生中学年男子	小学生低学年男子
2km	3km 5km	2km				距離
家族単位	高校生以上	5・6年生	3・4年生	1・2年生		備考
団体単位						
団体	競走レース				区分	
団体対抗レース	一般女子	一般男子	中学生女子	中学生男子	種目	
3km	3km	3km 5km	3km		距離	
3人1チーム	高校生以上	学年を問わず			備考	



昨年のおくちよう新春マラソン大会ファミリーコースの一場面

重度心身障害者の皆さんへ 福祉タクシー利用券 変更のお知らせ



市では、重度の障害がある人に、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー料金の一部を助成しています。瀬戸内市への移行に伴い、旧町の制度が、次のように変更になります。

既に旧町で交付した平成16年度福祉タクシー利用券を所持する人には、瀬戸内市福祉タクシー利用券を送付いたしますので、平成16年11月1日からご使用ください。

対象者となり福祉タクシー利用券をまだ持っていない人は、手帳と印鑑などを持参し、申請手続きをしてください。

①タクシー利用券
瀬戸内市福祉タクシー利用券(黄緑色)

- ②利用対象
市内に住所がある在宅の人で、次のいずれかに該当する人
 - 身体障害者手帳の1・2級を所持する人
 - 療育手帳の障害の程度Aを所持する人
- ③1枚当たりの助成額 500円
- ④1月当たりの交付枚数 5枚(ただし、特定疾患医療受給者証の交付を受けた人などで、規定の条件を満たす人は、この限りではありません。)
- ⑤利用できるタクシー
市内の乗用客自動車会社のタクシー
- 【申請窓口】
●保健福祉センター
ゆめトピア長船 保健福祉部 福祉課 障害福祉係
☎ 2615943
- 保健福祉部 邑久分室
☎ 2211810
- 裳掛出張所
☎ 2510004
- 牛窓支所 保健福祉課
☎ 3413433
- 問い合わせ先
保健福祉部 福祉課 障害福祉係
☎ 2615943